

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成30年5月11日（金）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 景 山 太 郎（横浜地方裁判所第3刑事部部総括判事）

裁判官 宮 本 聡（横浜地方裁判所第3刑事部判事）

検察官 岡 田 和 人（横浜地方検察庁検事）

弁護士 湯 山 薫（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 女性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者5番 70代 男性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 30代 男性 （以下「6番」と略記）

（記者クラブ記者 5名）

議事要旨

（司会者）

それでは時間になりましたので、裁判員を経験された方との意見交換会を始めたいと思います。

私は司会を務めます第3刑事部の部総括判事の景山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御多用の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

この会は裁判員を経験された方の御意見を頂戴しまして、今後の裁判員制度のより一層の充実、適正な運用の参考にさせていただくという趣旨で開かれているものでございます。皆さんの御意見は裁判所のホームページにもアップされますし、色々な形で活用させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そういう趣旨でございますので、本当に忌憚のない御意見を伺っていきたいなと

思います。

それに先立ちまして、ここに同席しております裁判官、検察官、弁護士がおりますので、まずはそれぞれ自己紹介をしていただきたいと思います。

それでは、岡田検察官からどうぞお願いします。

(検察官)

私は検察官の岡田と申します。よろしくお願いします。

検事になりまして十六、七年くらいになるのですが、横浜地検には昨年、平成29年4月から参りまして、1年少しということになります。公判部に所属しておりますので、昨年以降、裁判員裁判に従事させていただいているのですが、今回は皆さんが参加された事件の担当はしていなかったと思います。

検事になりまして、裁判員裁判が始まりましてから裁判員裁判にはおおむね三、四十件くらい、担当させていただいているかと思いますが、本日は皆さんの御意見をお伺いしまして今後の参考にさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

では、湯山弁護士、お願いします。

(弁護士)

神奈川県弁護士会から来ました弁護士の湯山と申します。

今回の事件の中には1件、私も関わっている事件が入っているので、どんな御意見を聞けるのか、ドキドキしながら参りました。

私自身は会社員を長くやってから弁護士になったので、弁護士11年目で、裁判員裁判はこの件で6件目か7件目くらいです。

検察官と違って、裁判員裁判は弁護士一人に大量に関わってくることはないのですが、経験としては普通に積んできたのかなと思います。

今日は皆さんの忌憚のない御意見を伺いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(司会者)

では、宮本裁判官、お願いします。

(裁判官)

皆さん、こんにちは。横浜地方裁判所第3刑事部におります裁判官の宮本聡と申します。私は昨年の4月に横浜に参りまして、3件ほど裁判員裁判を経験させていただきました。今日、この中には私が担当した事件の裁判員の方もいらっしゃるって、非常に懐かしく思っております。

今日は皆様の忌憚のない御意見をお聞かせいただいて、今後の改善につなげていけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

この法曹三者の代表である検察官、弁護士、裁判官からも途中で御質問や意見などをお伺いすることがあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが皆様の御意見を伺っていきたいと思います。

本日は6名の裁判員経験者の参加を予定しておりましたが、残念ながら1名の方が御欠席ということで、5名の皆様から御意見を伺います。

それでは、まず皆さんに裁判員を経験された全般的な感想をお伺いしたいと思います。1番の方から順番にいきます。

1番の方は平成28年10月から11月にかけて裁判員をお務めいただきました。事件の内容は、平成28年2月頃に起こった、夫が妻を包丁で刺してけがをさせたという殺人未遂事件でございました。なかなか経緯があり、背景に思うところが大変おありになったのではないかなと思いますけれども、裁判員を経験されてどのような御感想をお持ちになりましたでしょうか。

1番の方、どうぞお願いします。

(1番)

率直な感想としては、いい経験をさせてもらいましたということの一言だと思います。

ます。

やはり選ばれたからには率先して意見を述べさせてもらいましたし、自分も分からないことだらけだったので、裁判官の方にもかなり御質問をさせていただきました。やはりいい経験になって、これからの人生にかなり勉強になりました。

(司会者)

ありがとうございます。

分からないことだらけという率直な御意見を伺いましたけれども、正にそのとおりだと思うのです。

今、印象に残っていて最も分からなかったことというのは、どんなことがありましたか。

(1 番)

裁判の流れというのも分からなかったですし、殺人未遂という罪名に関しても、今までニュースを見ていても、そんなに気にしていなくて見ていたのですけれども、殺人まではいかない殺人未遂という難しさ、それがかなり難しかったですね。

(司会者)

確かに殺人事件となると結構報道されますが、殺人未遂事件となると報道まで至らないケースもたくさんありますね。しかも、この事件は夫婦間ですから、なかなか報道までいかないケースが多いのではないかと思います。背景はたくさんありますね。ありがとうございました。

2 番の方は、路上で 55 歳の方を殴って、アスファルトの路面に後頭部を打ちつけて被害者がお亡くなりになったという傷害致死の事案ですね。飲酒中にたまたま通りがかった被害者と口論になった事件でございましたが、裁判員を経験されてどのような御感想をお持ちですか。

(2 番)

裁判員制度というのは耳にはしていましたが、まさか自分がという驚きでした。実際に選ばれたので、自分が本当に役に立つのかなという気持ちで携わら

せていただいたというのが初めです。

実際にどんな流れでどんな話でどういうふうに自分が受け止めていくのだろうというのも、もちろん初めてのことなので、結果的にはすごい体験をしたなということで、貴重な経験でした。

今、改めて資料を見直して、色々思い返すことがたくさんあります。

今日に至るまで、その後も色々なニュースとかも見方が全然変わったので。

(司会者)

どのように変わりましたか。

(2 番)

自分がもし裁判員だったらという目で必ず見るようになりました。

なので、私生活においても、自分の考えをまとめて意見を人に伝えるということのも、本当に責任を持って発言しなければと、そういう意味でも自分にとってもすごくいい経験になったなと思っています。

(司会者)

今、最初はとにかく不安でということで、どんな流れで裁判が進むのかということについて、1 番の方も少しおっしゃっていましたが、その流れの中に自分を置いてどうなってしまうのだろうみたいな不安があったのですか。

(2 番)

そうですね。何の役に立つのかなというのがあったので、お役に立てるのかなという印象が元々あったので。

(司会者)

それはどこかで言う機会がありましたか。私なんかでよろしいのでしょうかみたいなことを。

(2 番)

なかったですけども、色々話合いをするときには、ちゃんと意見を聞いてくださったりしたので、すごく話しやすかったなという印象でした。

(司会者)

みんなで決めるのに、みんなの意見が大切だというようなことはお思いになりましたか。

(2 番)

なりました。色々な考え方があるのだなというのも思いましたし。

(司会者)

ありがとうございました。

3 番の方も、飲み仲間同士の争いでやはり顔面を殴ったり蹴ったりして、相手の方がお亡くなりになった傷害致死の事案でしたね。こんなことで人が亡くなってしまふのだというような事件だったと思うのですけれども、全般的な御感想をお伺いします。

(3 番)

事件に関してというよりも、まず裁判員裁判の制度について思ったことは、最初に来る前に、この制度はどんな制度なのかなと、色々と頂いたものを読んだり聞いたりして、自分なりにイメージを持っていたのは法律に捉われ過ぎないといえますか、専門家のマニアックな部分に陥らないように、社会で一般的な普通の人の感覚というのを裁判に取り入れるためにやるのかなと自分なりに考えて、それに少しでもお役に立てればということで参加しました。

実際に参加してみて、やっている最中は、私は会社員なのですけれども、普段の仕事以上に社会に対する貢献をしている感覚が自分の中ではあったので、嫌な事件でしたけれども、素晴らしい仕事なのだなというふうに、裁判の仕組みというのが分かって非常に有意義だったと思います。

先ほどの方もおっしゃられていましたけれども、裁判員裁判が終わってニュースなどを見たときに、今までと少し違った感覚になりますし、たまにニュースで流れるいわゆる専門用語みたいなものもずっと入ってくるようになったので、そういった社会の仕組みを見た気がするので、今後もこういうものは広く普及させるべきで

はないかなと感じました。

(司会者)

ありがとうございました。

法律に捉われ過ぎない。捉われ過ぎている我々と対峙しているようなものですが。

(3 番)

そういう意味ではないのですが。

(司会者)

ただ、恐らく裁判員を経験されて、やはり法律の枠みたいなものを相当感じられたのではないかと思います。その点はどうですか。

(3 番)

そうですね。それは非常に思いました。

なぜこうなるのだろうということを考えたときに、法律がそうなっているのだというのに最後に行き着くのです。だから、それを変えようと思うと結局、法律を変えなければいけないよねと、みんなで話した覚えがあります。

(司会者)

そうですね。そこは我々がいつも恐縮しているところで、そもそもどんなふうに参加できるのだという御批判を抱かれる中で、どうしても裁判の枠というものがあるので、それが恐らく相当縛りに感じられるのではないかなと思いつつも、できるだけ皆様の色々な角度からの御意見をお伺いするようにしているので、正におっしゃるとおり制度趣旨としてはそういうことがありまして、見事に果たしていただきまして本当にありがとうございました。

続きまして5 番の方は、被告人が3 人というのがまず特殊な点で、その3 人が路上強盗をしたという事件。そのうちの一人は見張り役で幫助という形で関与したという事件でございました。

全般的な感想はどのようなことを思われましたか。

(5 番)

初めに、裁判員候補者名簿に記載されたというとき、もし自分が担当するのが殺人事件の場合はちょっと嫌だなと思って、凶悪な事件で複数の被害者がいるとか、結局、死刑を選択するようなケースになった場合に、自分が死刑にすべきだという判断をするのが非常に重いなと思いまして、それは嫌だなと思って、死刑であればどうしようかなと思っていたのですけれども。

ただ、それは分からないので、選任手続の前に、横浜地裁のホームページに裁判員裁判の情報が出ているので。

(司会者)

そこで御覧になりましたか。

(5 番)

そこで期日の通知書にいつ選任手続しますというのがあったけれども、そのときに以下の何日について出席できますかということだったのです。

事件は3つあったのですけれども、その日にちを見たら、これだなと思ったのが強盗致傷だったので、殺人事件ではないから死刑のような重い判断をしなくていいなと思った。それが第一ですね。

それと、あと法律については刑法とか刑事訴訟法とか、そういうのは分からないので、それはちゃんと裁判官のほうでリードしてもらえるとということで、実際、担当裁判官から色々教えていただいたので、その面では良かったと思います。

1万人に一人で選ばれているわけですから、やはり経験としてやってみたいなと思って、最終的にはやることにしました。

(司会者)

最初、死刑のところからお話が始まったのですけれども、基本的にはやってみたいなお思いになっていたのですね。

(5 番)

そうだったのです。

(司会者)

ただ、死刑ほどの重い事件となるとちょっとということですね。

それはどんなところでそうお感じになったのですか。

(5 番)

やはり一人の人間として一人の犯罪者に死刑という、その人の命を絶つ判断をするというのは、私は別に死刑廃止論者ではないのですけれども、やはり重く、できるだけ避けたいなと思いましたね。

(司会者)

もし、選任手続の時に、そのような事件だったら、どうされましたか。

(5 番)

最終的にはやったと思いますけれどもね。

(司会者)

やはりやられましたかね。どなたかにやっていただかなければいけないので。

(5 番)

国民の義務ということになっていますからね。

(司会者)

そうなのですね。そうなのですから、確かに義務ということでやっていただかなければ、やりたい事件を選ぶという形でやるとなかなかうまくいかないのではないかと、今そういう形で立法しているのですけれども。

今回は3人の若者の強盗でしたけれども、結局やられて、経験としてはよかったですか。

(5 番)

そうですね。3人それなりの行為はしているのですけれども、状況を考えて、家族とか、あるいは示談が成立しているとか、将来の更生を誓ってこれから頑張りますと言っていることを聞くと、それはそれで、頑張ってよという気持ちになりますね。

(司会者)

御本人の御経験としても、そういう経験ができたのはいいほうですか、悪いほうですか。

(5 番)

いいほうだと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

では、6 番の方ですけれども、これは奥さんの不倫相手を刺して殺し、奥さんも包丁で傷つけてしまったという殺人、殺人未遂事件ということで、そのような事件を経験されました、事実は争われておらず、量刑が争点でしたね。

経験されて、どのようにお感じになりましたでしょうか。

(6 番)

最初、名簿記載通知が年末に届いたときにはやはり非常に驚いて、まず最高裁判所からの書面というので、家族が少し騒いで、何が起こったのか分からないという感じだったのですけれども、開いてみたら裁判員の名簿に載ったということで、そういうこともあるのだなということで、聞いてはいたのですけれども、やはり自分のこととしては今まで感じていなかったのが最初だったのです。

5 番の方と同じで、本当に自分が死刑を宣告することもあり得るのかもしれないということは考えもしたのですけれども、それでもやはり、もしこの後、突然選ばれて選任期日の通知が来た場合には、やってみたいなという気持ちもかなり強く持っていたので、参加することには非常に前向きに捉えてはいました。

実際やってみて、今まで幸いにして裁判の当事者になったことはなかったのですけれども、それを現実として目の前で進行に全て立ち会っていくという経験は非常に勉強になったというのと、裁判員として集まった人たちと本当に濃密に話し合っていて、最終的に評決まで持っていくという流れの中で、司法制度というか、犯罪を犯すというのは大変なことなのですが、後にそういう形でちゃんと判断してもらえるのだなということが実感できたので、自分にとって非常にためになったなと思いま

した。

当然関わりたくないなという気持ちも強く持ったのですけれども，ちゃんとした制度がその後にあるのだなというのを感じたというのが正直な感想です。

(司会者)

ありがとうございます。

先ほどの5番の方もそうですが，最初からやってみたいなという意欲をお持ちになっていたようですが，それはどういうところから出てきていますか。

(6番)

単純に好奇心というところになります。

(司会者)

ただ，やはり死刑ではないにしても，色々な負担が相当ある中で，導入といいますか，そこでやってみたいという気持ちをお持ちになって選任手続に臨まれたということですね。

(6番)

そうですね。

(司会者)

それは，いつ頃からそういうのが芽生えましたか。裁判員制度は実は平成21年5月に施行されまして，今9年ほどたっているのですけれども，最初は多分うわさに聞いた裁判員制度みたいな感じでしたね。どのあたりでやってみたいなお思いになったのでしょうか。

(6番)

案内を読んで，実際どんな事件をやるかとか，そのときはそんなに具体的には調べられなかったのですけれども，驚きを越えた後に，もし来たらやってみるかぐらいにはなっていました。

(司会者)

では，候補者名簿に載って，そこで中に入っている資料をお読みになって。

(6 番)

その前から知ってはいましたけれども、本当に自分がやるかもしれないとなったときに、絶対嫌だという気持ちにはならなかったという感じですね。

(司会者)

候補者になったことは周りの人に話せないルールになっているのですけれども、裁判員制度の話を周りの人とするなどということはありませんか。

(6 番)

なかったですね。

(司会者)

周りの人がやってみたいと思っているとか、絶対やってみたくないとか、そんなうわさみたいなものは聞いたことはありますか。

(6 番)

話題になったこともないというのが正直なところですね。やはり遠いところのものだと思っていました。

(司会者)

1 番の方はどうですか。周りの人が、裁判員制度でやってみたいとか、あんなの絶対に私は嫌だとか、そんな話は出たことがありますか。

(1 番)

ありますね。

(司会者)

どうでしたか。

(1 番)

面倒くさいとか、そういうのが本音ですね、みんな。

(司会者)

なるほど。

2 番の方はどうですか。

(2 番)

あまりそれについて話し合ったり話題に出たことは、今まではなかったですね。

(司会者)

3 番の方はどうですか。

(3 番)

私も周りでそういう話題になったことは一度もないですし、私がこれを終わった後に、一応そういう休暇も取りましたので、そういう制度に行ってきたのだよという話をしたら、周りはみんなびっくりするのです。そんなことがあるのですねと。

(司会者)

あるのですねと、そういうレベルなのですね。

(3 番)

なぜあなたは宝くじ当たらないのという反応もありましたし、それぐらいに珍しい話なのではないかなと思いました。

(司会者)

嫌だなとか、そういうのは私もやってみたいなとかはありませんか。

(3 番)

それ以前の問題ですね。

(司会者)

分かりました。

5 番の方は周りでその話をされていたことはありましたか。

(5 番)

ないです。ただ妻から、しんどいからやめときなさいとは言われました。

(司会者)

では、一巡したところで、実際に裁判の中身を含めて御感想などを伺ってまいります。

それでは、裁判の手続は冒頭手続から始まりまして、最初に起訴状を読んで、被

告人の認否があって、証拠調べの冒頭に、検察官や弁護人が自分の主張、立証したい事実について述べる冒頭陳述というのをやったと思います。少し思い出していただいて、冒頭陳述あるいは冒頭陳述までの間の流れの中で色々お感じになったことがあるかと思いますので、それをお伺いしていきたいと思います。

いつも1番の方からだと御負担でしょうから、2番の方から順番にずれていきましょね。

2番の方、今の冒頭陳述、一挙に情報が入ってきたところだと思いますが、そこはどんな御感想をお持ちになりましたか。

(2番)

色々な情報が入ってきたので、その内容を自分の頭でイメージさせて聞き取るのに必死だったような気がします。検察官側、弁護人側のそれぞれの冒頭陳述を聞かせていただいて、それぞれの意見の仕方があるのだなというところが印象でした。

(司会者)

確かに情報がものすごく多いので、自分の頭の中で整理をするのに相当御苦労されたと思いますけれども、聞いていて分かりにくかった点があったり、あるいは逆に割と分かりやすかったなと思いいになったりという観点からいくと、どうでしょうか。

(2番)

とても分かりやすかったです。イメージがしやすい内容でしたね。

(司会者)

自分なりにイメージして、登場人物になったみたいな感じですか。

(2番)

はい。

(司会者)

すばらしいですね。分かりました。

特に何か、冒頭陳述でここはちょっとという点はなかったですか。

(2 番)

ちょっとというのはなかったですけども、内容を自分なりにイメージして、幾つか疑問が浮かんできたなという思いがありました。

(司会者)

もうこの中に疑問が浮かんできたのですか。

(2 番)

何でだろうということを感じました。

(司会者)

それがどこかというのは、もう覚えていらっしゃらないですか。

(2 番)

そうですね。今は。

(司会者)

その疑問はどうされましたか。疑問のまま、とりあえず疑問だなということですか。

(2 番)

でも、その後色々確認し合っていくのかなという感じでしたけれども。

(司会者)

今、疑問に思ったけれども、これからの流れの中でだんだん分かっていくのかなと思われたのですね。

(2 番)

そうですね。

(司会者)

その姿勢もすばらしいですね。分かりました。

それでは、3 番の方は冒頭陳述、あるいは冒頭陳述までの手続で何かお感じになったことをおっしゃっていただけますか。

(3 番)

まず冒頭陳述は、冒頭陳述メモというレジュメみたいなものをいただいて、今、それが私の目の前にあって思い出したのですけれども、それを見ながら話を聞いていたのですが、配っていただいたその資料が非常に素人でも分かりやすく、かなり整理されて作られていたので、本当に分かりやすかったというのが印象ですね。

初めてその事件を目にして、こういう経緯でこういうことになったのねというのが、ビジュアルにも訴えるものでしたので、非常に分かりやすかったなと思いました。

(司会者)

冒頭陳述はざっと見たところ字ばかりになっているようですけれども、それもすごく分かりやすかったということですか。

(3 番)

これは非常に分かりやすかったという印象でした。

(司会者)

検察官と弁護人とで何か違いがあるとか、何か特にはないですか。検察官も弁護人も両方ともとても分かりやすかったという感じですか。

(3 番)

ざっくりばらんな自分の感想だけで言うと、検察官側のほうが見やすい気がしました。

(司会者)

どの辺りですか。

(3 番)

すみません。感覚的なもので、別に悪くはないと思いますが。

(司会者)

ビジュアル的にですか。

(3 番)

ビジュアル的にです。ですから、公平性を期すためだったら同じフォームでやっ

たほうがいいのではないかなと思った覚えがあります。

(司会者)

なるほど。

これは検察庁は庁の組織でこれを作る専門家みたいな人がいるところもあったりしますが、弁護人は手作りで、弁護人がお二人付いておられたと思いますけれども、二人で工夫をして、当然検察官の冒頭陳述メモなどを意識しながら作って、見た目は似ていますけれども。

(3 番)

細かい点で検察官のほうが上な気がします。

(司会者)

分かりました。後で少し弁護人にも感想を聞いてみますね。

どちらにしても分かりやすかったという御感想ですね。

(3 番)

そうです。

(司会者)

5 番の方、いかがでしょうか。最初の冒頭陳述のところです。

(5 番)

検察官のほうは事実関係を積み重ねていっているの、それはそれで分かりやすかったです。

(司会者)

弁護人のほうも冒頭陳述で自分なりの御主張をされて、それもお聞きになってどうお思いになりましたか。

検察官のほうで、そうか、こういう事件なのかと思って、今度は弁護人のほうが冒頭陳述されました。それについてはどうお思いになりましたでしょうか。

(5 番)

やはりできるだけ罪を軽くしてもらうために言っているのだけれども、それはそ

れで道理だなと思うようなところはもちろんありますね。

(司会者)

弁護人の主張も、そういう事情もあるのかということですね。

双方の冒頭陳述は分かりやすかったでしょうか。

(5 番)

私は分かりやすかったと思うのですが、このときは3人で、色々役割が違っているんで、少しややこしいところがありました。

(司会者)

我々裁判官でも、3人いればややこしいと感じると思います。いきなり3人が現れて、どれがどれなのかも分からないまま進みますものね。そういう事案自体がややこしかったけれども、冒頭陳述自体は比較的整理されていて分かりやすかったということよろしいでしょうか。

(5 番)

そうですね。

(司会者)

6 番の方はいかがですか。

(6 番)

冒頭陳述だけのことを思い出すのが、その後のことが色々混ざってしまうので難しいのですが、やはり最初、当日、行くまでに事件についてホームページで調べられることとかを使って、ある程度は見ていくのですけれども、実際に始まってみると何倍もの情報量が一気に流れ込んでくるので、ついていくので最初は精一杯だったなというのを色々見ている思い出します。

一生懸命メモをとって、後で色々聞く時間もあるので、疑問に思ったことは控えておいてくれという説明を受けて臨んでいたんで、一生懸命ノートを取っていたような記憶があります。

資料の分かりやすさとかは、逆に言うと、非常にきれいにまとめてあって分かり

やすいようにしてくれているなと思ったのが率直なところですね。

(司会者)

検察官も弁護人もそうですか。

(6 番)

そうですね。弁護人のほうも非常にあっさりとしていたような印象を受けます。振り返ってみてのところで感想が出てくるのですが、事実確認とかではなくて情状とかにどんどん持っていきたいところがあったのだろうなと思います。最初はかなりシンプルに話を終わらせていたので、今、思い返せばそうなのですけれども、最初はこんなものなのだなと思ったりしました。

(司会者)

裁判を迎えるまでの間にホームページで色々調べたのですか。

(6 番)

日程とかから、どういう事件かなというのを、当たりをつけて、この事件だろうみたいなことで。

(司会者)

当たりがつきますね。

(6 番)

はい。つくのですけれども、全然出てこなくて。そういうのもあって、始まってみたら色々な人の情報がどんどん出てくるので相当大変だったなという感想はありました。

(司会者)

ネットで調べることにについて何か抵抗とかはありませんでしたか。最初の選任手続の日に、裁判は証拠でやるもので、他から得た情報を基に裁いてはいけませんという御注意を差し上げているケースが多いと思うのです。

(6 番)

言われているかもしれないですが、ちょっと覚えていないです。

(司会者)

言われているけれども、備えていかないわけにはいかないみたいなことですか。

(6 番)

そうですね。

(司会者)

ただ、それを基礎に裁判されてはいけないというのは、当然踏まえてやられているということですか。

(6 番)

そうですね。そういう意味では、何も出てこなかったのによかったのだと思います。

(司会者)

ちょっと見れば重大事件ですけども、なかなか内輪もめみたいな事件ですので、割とありがちな事件ではないかなと思うのですが。

弁護人はあっさりしていた。このあたりを少し、また後で弁護人に話を聞きましょう。

1 番の方はどうでしょうか。

(1 番)

何もかも初めてなので、率直なところで、冒頭陳述はこういうものかと。

それぞれの弁護人側にしても検察官側にしても、こういう仕事をなされているのだというのが率直な感想です。

(司会者)

こういう書類作りをしているという見方ですか。

(1 番)

そうです。全くの素人なので、こういう流れなのだなということですね。それが素直な感想です。

(司会者)

中身について何か少し分かりにくいなとか、分かりやすいなとか、そんな感想はなかったですか。

(1 番)

中身に関してはすごく分かりやすかったですね。だから、こういう流れでこういう未遂になったという流れ自体がすごく分かったので、イメージ的にそれが出てきたので、こういう事件なのだなというのは分かりました。それは両者ともにですね。

(司会者)

検察官と弁護人で何か違いというか、今、5 番の方が弁護人のほうは有利な情状に持っていきたいのかなとか、6 番の方も少し弁護人はあっさりしているかなという御感想をお持ちになったようですが。

(1 番)

自分はそんなことは思わなかったですね。両方とも自分の仕事をしているなと思いました。

(司会者)

冒頭陳述は、今回の事件で皆さん、割と高評価、おおむね分かりやすいし、資料といえますか、メモも分かりやすく整理されているという御感想だったのですけれども、湯山弁護士、今のをお聞きになっていかがですか。それほど検察官との間で差はなく、皆さん弁護士さんの冒頭陳述も、いい冒頭陳述をされているということですから。

(弁護士)

前回、私がこの会に出たのは何年か前なのですけれども、そのときは弁護士側はけちゃんけちゃんに言われていたということを覚えています。

ただ、やはり先ほどお話があったとおり、一人、二人で作っています。それで、時間も迫っている中で、前の日とかはほぼ徹夜のような状態で作っているのです。事務員が手伝ってくれるというのはあまりないのです。こういう刑事手続に関しては弁護士自身がやります。検察事務官みたいな方がいないので、精一杯やらなけれ

ばいけないので、どうしても絵的なもの、ビジュアルではどうやってもかなわないというのは一つあります。

それと、3人で共犯の事件というのが私の担当した事件なのですが、それぞれ3人の主張が微妙に違うので、冒頭陳述でどこまで突っ込むかというのが悩みです。

共犯事件のときは、共犯の弁護士同士は相談しないのです。やはり利害がぶつかっていて、ある人はあいつが悪い、ある人はこの人が一番悪いと、色々言い方も差があるので、弁護士同士で意思の疎通はあまり図れないのです。やってしまうと、じゃ、こうしちゃおうぜなどとできてしまっても困りますね。

ですから、そういった意味では、みんなが何を出してくるのか、私たちも当日まで知らないのです。だから、あまり深く書き込めないというのが、少し悩みでした。

これが一人だったら、どこまで何を立証したいかを書きたかったのですが、それがあまりにも違ってしまったとき、すごく疑問を持たれてしまうというがあるので、冒頭陳述を深く書き込めなかったというのが5番の事件ではありました。

(司会者)

その辺が、6番の方のあっさりめだという感想が出たのかもしれませんがね。

(弁護士)

6番の事件は、争点がどこにあるかという一点に絞って、そこだけを聞いてくださいという気持ちがとても強く出ているあっさりなのだと思います。

(司会者)

裁判所も歓迎しております。

多分けちょんけちょんに言われた冒頭陳述というのは、検察官の冒頭陳述にならずらざらと事実を細かく主張して、自分が何を言いたいかというところが、霞んでしまって、何、検察官と同じことを言っているのみたいなのが当初のころの弁護人の冒頭陳述だったのですね。

今はむしろ、検察官は当然言いたいことは全部立証しなくてはいけない、その後

に自分たちが言いたいところをポイントで言うというのが、多分あっさりめでしかも分かりやすい冒頭陳述につながっている。弁護人はすごく勉強しているということだと思います。

それでは、冒頭陳述についてはおおむね皆さん、好評だったということですが、次は、証拠調べについてです。

これは皆さん、色々な事件があったので、色々な御感想をお持ちになったと思うのですけれども、証拠には書面の証拠、証人、被告人の話というのがあったと思うのです。

一括してお伺いするのは大変大きな話題になってしまいますけれども、どの切り口でも構いませんので、書面でこんなのがあってどうのこうのという御感想でもいいですし、証人尋問で検察官の聞き方がこうでしたみたいな話でもいいですし、被告人質問でこうでしたというお話でも構いません。

大きな切り口でお伺いしますけれども、今度は3番の方からお伺いしますね。証拠調べはどうでしたでしょうか。

(3番)

普通だったら、写真で出るような場面で絵コンテみたいな形にして出てきたというのが、やはり裁判員用に多分、刺激を強くしないようにという配慮をされたのだろうというのがこちらにも分かったので、それは非常によかったのではないかと思います。

(司会者)

どんな写真だったのですか。

(3番)

傷害致死だったのですけれども、その現場の図です。これは別に写真を撮ったものを載せればいいのかないかなと思ったのですけれども、それが全部きれいな絵になっていたのです、やはり配慮されているのだろうと思いました。

例えば血痕の跡とか、絵になっているのです。別に写真でいいのではないかなと

思ったのですけれども、やはり裁判員には女性の方もいらっしゃいますし、そういうのを考えて配慮されたのだろうなと思って、そういったところも非常に細かく進められているのだなと感じました。配慮されているのだなというのは分かりました。

(司会者)

現場の図なり写真なり、そういうものが見られて全体像が分かりやすかったという話ですか。

(3 番)

分かりやすかったというか、写真ではなくて絵になっていたというのが非常に印象に残っています。

(司会者)

逆に言うと、写真のほうがよかったのということですか。

(3 番)

写真でもよかったのではないかと、私は個人的には思っています。

そのほうが分かりやすいですし、簡単ですし、普通の裁判員裁判ではない場合は普通に証拠写真なども証拠として提出するのだろうなと思ったのですけれども、全部絵になっていたので、これは裁判員裁判だからだろうなと私は勝手に思っていました。

(司会者)

今、おっしゃったことは、絵になっている理由はこういうことではないかなと、そうお考えになられたということなのですね。

(3 番)

そうです。

(司会者)

今のは大変重要なポイントなので、いい話を出していただきましてありがとうございます。

写真の点については、宮本裁判官どうですか。

(裁判官)

3 番の方が言われたように、血痕の写真とか御遺体の写真とかを刺激的証拠というのですけれども、裁判員の方に精神的負担をかける可能性がある証拠をそう言うのですが、まずそういう証拠はそもそも必要なのかというのを非常に裁判所は考えております。必要がなければそういう証拠は調べないほうがいいと思っています。

もちろん必要ならば調べるのですけれども、その場合もなるべく刺激が少なくなる方法というのを考えておりまして、写真が絵になっていたというのは、そういう意味で刺激を少しでも少なくするために絵にしていたという配慮でやっております。

裁判員の方にも色々な方がいらっしゃるので、そういう写真を見ても全然大丈夫な人もいれば、そういう写真を見て非常にショックを受けたり負担のある方もいらっしゃるのです、一番ショックを受けそうなレベルに合わせて配慮しているということになります。

(司会者)

ここは公平を期して検察官にもお話を伺っておきましょう。

(検察官)

色々な事件で検察官や裁判官や弁護人が、どういうふうに証拠を出しましょうかというところを事前に話し合いをされています。今、宮本裁判官がおっしゃったようなことも一つ考えとしてあります。

あと、この事件がどういう場所で起こったのか、起こった結果、どういうことになったのか、そこに百聞は一見に如かずというような話もありますけれども、一番直接的に事件の内容を裁判員の方にお伝えできるのは、やはり絵よりは写真というように、極力客観的な証拠についてはなるべく加工しないで、ありのままを立証するのがいいのではないかとということも、一方で我々は考えとしては持っています。

他方で、あまりショッキングな写真などを出してしまって、裁判員が心の不調を感じてしまうというような事態はできるだけ避けたほうがいいかなということも考えています。

双方の考え方があって、その中で一体この事件ではどうしたほうがいいのか、時には検察官と裁判官の間で意見が少しぶつかってしまうということもあるのですけれども、そういう中で事件ごとに様々な配慮をしながら考えているということで御理解いただければと思います。

(司会者)

検察官、ありがとうございます。

これは事件ごとに必要性和負担と色々なバランスをとりながらですから、こうしなくては行けないと決まっているわけではなくて、色々なことの配慮の中で出てくるものなのですね。

ですから、それが本当にいいのかどうか、これから更に色々経験を積み重ねて行って、本当に望ましい姿にしていきたいなと思います。

3番の方のようにお感じになられる方もいらっしゃるわけですから、そういう声も含めて、どういうのがいいのかというのを我々は考えていかなければいけないなと感じさせられました。ありがとうございました。

では5番の方、証拠について、書面でもいいですし、お願いします。

(5番)

現場の防犯カメラの映像をモニターで映し出して、何回も見たのですけれども、評議室へ戻ってからも五、六回は見たと思うのです。

それで、これは誰で、これは誰でとしながら。ただ、防犯カメラの範囲も限られているので、どこまで追及できるのかなということを思いました。

証人で目撃者というか、そういう人に出てきてもらっていたのですが、目撃者に証人で来てもらう場合に交通費とか謝礼とかを出すわけでしょう。そうすると、分かりませんが、付度するようないところがあるのではないかなと。

(司会者)

謝礼というのは、証人で来ていただくのも裁判に協力するということで、一種の国民の義務ですね。そうは言ってもお時間をとりますので、交通費はもちろん出し

ますけれども、日当と言いますが、来ていただいたことに対する報酬みたいな形で出すわけではなく、お手当として出すみたいな形なのです。

(5 番)

これくらいは払っているわけですね。

(司会者)

そうですね。払ってほしいという方には払っています。

(5 番)

その方はどうだったか分かりませんが。

(司会者)

共犯者もこの事件では証人尋問になりましたから。

(5 番)

そうなのですよ。だから、その共犯者というものが未成年の方だったのですね。だから、その彼もどこまで証人としての適格性があるのかなというのは思いましたね。

(司会者)

どんなところで証人の適格性について疑問をお思いになりましたか。

(5 番)

4人でいつもよくつるんで飲みに行ったりとかして、非常に仲がよいのですね。だから、その少年はある程度忖度して、どこまで証人としての信用があるのかなというのは思いましたね。

(司会者)

証人の信用性の判断が色々難しかったみたいな話ですかね。

確かに目撃者、共犯者が証人で、あと情状に関しては3人の奥さんとかお父さんとか、色々来ましたね。

(5 番)

来ていましたね。それで、証人として色々言っていましたけれども、結局、社会

的制裁を受けているので、これぐらいの制裁をするのは大変だと。中には、涙しながら話すので、裁判員の中では涙を流したりしている人もいました。

(司会者)

証人が感極まっているのを見て、裁判員の方もお感じになられていたということですか。

(5 番)

そうです。それがいいのかどうかはあれですけどもね。

(司会者)

他の方も同じような経験がおありになりましたか。

6 番の方はどうでしたか。証人が来たことで、裁判員も感極まっているということはありませんか。

(6 番)

極まるまではあれかもしれないですけども。

(司会者)

お父さんが来られましたね。

(6 番)

そうです。だから、話は非常に分かるなというか、心情が理解できるので、その話自体はそんなに作画的なものではない。本当に心情を語られていたので、それはやはり重たく響くものではありました。

(司会者)

受け取り方は色々違いますね。

証人といえば、被害者の女性というか奥さんも証人尋問されましたね。それはどうでしたか。

(6 番)

証拠との絡みで、その奥さんの話だけだと、非常にこの事件を軽く感じてしまうところがありました。

(司会者)

何がですか。

(6 番)

事件性がですね。この証人尋問の時には、もうすっかり許していたりもするので。その代わり、先ほど現場写真の話があったのですけれども、私の事件のほうだと、写真の血痕の色が変えてあるというものだったのです。

(司会者)

色を変えてあるのですか。

(6 番)

それは証拠についての話なのですけれども、色が赤ではなくて黒に、墨にしてあって、色々配慮してくれているのだなというのを感じました。

その証人尋問の態様と現場の見た目と、相当食い違いを感じるというか、こんなに血が出ていて、この発言なのかというようなところで、やはり両方見ていかないとなかなか判断できないなと思ったのを覚えています。

証拠についてだと、刺し傷が非常に多く、御遺体とかについてはイラストだったのですけれども、これはやはり写真とかで見せられたら相当重たかっただろうなと思いますので、率直に色々配慮してくれているなというのを感じました。このくらいがやはり受容できる限界だなとは思いましたので。

あと、包丁は現物で見せていただきましたけれども、それも取り出した破片とかもあったりして、でも、それはあまりそんなに汚れては見えなかったのですけれども、そんなに刃物自体には血痕はつかないのですよなどという解説も聞きながら見せていただきました。

(司会者)

取り出したというのは、体内に残っていた破片を取り出したものですか。

(6 番)

はい。先が欠けていたりとかいうのもあったりして。ただ、それは物として並

んでいたもので、それほど衝撃を受けたりとかというのはなかったのですが、やはり犯行態様を知るのには適切な証拠ではあったのかなと思います。

裁判員の経験を色々な人と話すときに結構気にされるのは、あまり怖いものを見たくない、見なかったのかというようなことを聞かれたりするのですけれども、やはり一定の配慮をしてくれているのだよということを伝えています。

(司会者)

確かに事件が、一人は包丁で数回突き刺して。

(6 番)

男性を十数回刺しているのですけれども。

(司会者)

奥さんも十数回もですか。

(6 番)

ただ、亡くなられた男性に比べると、傷も比較的浅めなののですけれども、やはり出血は相当で、というところなのですね。

(司会者)

では、先ほどの紹介には、奥さんが不倫をして、不倫相手の家でその事件は起こったのですけれども、奥さんのほうはやめてと言ったのでやめたみたいなこともありましたね。それで、今は許しているような温度差があるわけですね。

(6 番)

そうなのですね。なので、尋問だけだとあまりそんなに大したことがないように聞こえてしまうぐらい、痛かったからやめてと言ったらやめてくれたぐらいの、そういう話の内容でした。

(司会者)

どちらかというと検察官のほうはちゃんと適正処罰を求める立場なのですが、それは検察官が聞いたときも、やはり割とマイルドな答えでしたか。

(6 番)

マイルドにということではないのですが、あまりそこを重大に御本人も感じていないというか、あまり語らないというかというところですね。

(司会者)

それで、客観的な温度差をお感じになって、いいのかこれでと。

(6 番)

そうですね。それで、被告人の方はその場で応急処置とか何もしていないので、それは確かに危険な行為だったと言われてもしようがないですよということ、それがちょっと血だまりぐらいだったら、まだ、逆に体の下だったら見えないところがあるかもしれないのですけれども、そういうレベルではなかったということです。

(司会者)

刺激的証拠についても色々御意見をいただいてありがとうございました。

1 番の方は、証拠調べに関してはどのような御感想をお持ちですか。

(1 番)

証拠調べに関して言えば、検察官を含めて分かりやすいというか、自分の事件では、他の方の言われている絵とかではなくて実際の写真を使われていましたが、こういうものかと実際の写真を見ているので。

(司会者)

どんな写真でしたか。

(1 番)

凶器になった包丁、あとはその現場となる部屋の、刑事さんがこういう状態で旦那さんが奥さんを刺す。

(司会者)

再現ですか。

(1 番)

再現というのも見えていますし、それも分かりやすかったです。

皆さんの話を聞いていて、事件ごとに絵だったり、検察官の言われたとおりに、事件ごとにそういう配慮を含めてやっているのかなということは感じました。今の話を聞いて。

自分のときは写真のままでしたね。

(司会者)

奥さんの首を刺したので、血はかなり出ましたね。

(1 番)

出ていますね。その包丁の血もそのまま写真で見えていますし。

(司会者)

現場の血とかもそのまま写真ですか。

(1 番)

そのまま写真でした。

(司会者)

奥さんの傷とかもですか。

(1 番)

傷は、奥さんが入院されているということだったので、傷自体は、首のところは写真ではなかったですけども。

(司会者)

現場の血とかを見てどうでしたか。

(1 番)

これは実際すごいことだなと。自分はそういうところを見ても、そんなに大してショックを受ける方ではないので、事件は事件としてこういうことがあったのだということで把握していますけれども。

(司会者)

そのことが判断に影響したとか、それをお感じになったことはありますか。

(1 番)

それはないです。

(司会者)

刺激的証拠が結構話題になっていますが、証人尋問とかのお話は何かありますか。

(1 番)

自分も質問はしたのですけれども、一応、皆さんと違って、最初は旦那さんのほうが奥さんに、殺してくれと言って頼んだのだけれども、奥さんが嫌だと言って、自分が奥さんを殺して死刑になりたいというそういう複雑な事件だったので。

(司会者)

その話は、奥さんも話したし被告人も話しましたか。

(1 番)

いえ、奥さんは病院だから、一応、弁護士側の聞き取りを含めての話だったのですけれども。

(司会者)

娘さんを聞いているのですね。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

分かりました。大変身につまされる、そんなところまで追い込まれている事情があったようですけれどもね。

(1 番)

状況は分かるのですけれども、ちょっと理不尽なところもあったので、銀行口座の番号を知らないとか、銀行でATMからお金を引き出せないとか、色々なことがあったのですけれども、やはりその辺は今の時代はありなのかなと、複雑な気持ちでしたけれどもね。御高齢の人だったので、そんなこともあるのかなと、率直な感想でしたね。

(司会者)

今、話が出たように、奥さんに家事一切をお任せしていて、預金をおろすというのもずっと奥さんがやっていて、奥さんが認知症を患った後、旦那さんが預金のおろし方が分からず、一切おろせずに、手持ちのお金がなくなって、ひもじい、しょうゆを薄めて飲むような生活をしている中でこの事件は起こったということですね。

(1 番)

実際には、銀行に貯金はあるのですよ。そのお金をおろせないためにそういう貧しい生活をして。

(司会者)

ありがとうございます。

では、2 番の方はどうでしょうか。

(2 番)

私のときは、そんなに写真というのはなくて、その土地の図面、地図だったという感じでした。

目撃者の証言からだったのですけれども、目撃してしまったという意味で証言に来てくださったのだと思うのですけれども、見たままを証言してくれつつ、逆に弁護人側から問われたときに記憶が曖昧だったところで、目撃者で来てくれているのに、その方が記憶が曖昧な自分自身が悪いみたいな感じが印象としてあって、かわいそうだなと思いました。

(司会者)

目撃者としてそれを証言しているのにですね。

(2 番)

そうですね。聞かれていたのは、殴り方がグーだったのかパーだったのかみたいな話があったりしたのですけれども、すごく細かいことではあるけれども、その距離からどうしてグーだと分かったのですかみたいなことを聞かれていたときに、いや、グーだったと思ったからですみたいな感じで。

(司会者)

グーかパーか争いがあったのですか。

(2 番)

グーかパーの殴り方がどうだったのだといったところが争点にもなっていたりしたのですけれども。

(司会者)

争点になっていたのですか。グーかパーがですか。

起訴状はパーですよ。

(2 番)

実際はパーであるみたいな感じになって、そこがすごく大事なのかなとは思いつながら見ておりましたけれども、結果的にパーだったみたいな感じではありますけれども、グーのほうがより攻撃性があるのではないかというニュアンスだったと思うのですけれども、その記憶が曖昧なまま証言に来てくれていて、そこを問われて気の毒だなという印象がまずありました。

あと、実際に被害に遭われた方の傷の具合を解剖医の先生が証言されていたのですけれども、それも写真ではなくて図で、顔面のあざの具合とかも図で表したもので、ドクターなので、そのあざのつき方というのはこれぐらいの力があるみたいに根拠を持って淡々と証言していたので、逆になるほどと納得しやすかったかなという印象です。

(司会者)

お医者さんに聞かれたのは2 番の方だけですが、お医者さんの話は分かりやすかったですか。

(2 番)

分かりやすかったです。客観的に説得力があって、分かりやすかったですね。

(司会者)

難しい言葉とかはありませんでしたか。

(2 番)

いいえ。分かりやすく説明していただきました。

(司会者)

ただ、グーかパーが争点になっていて、それはどういう意味があるのかなとはお思いになりましたか。

(2 番)

思いました。ただ、なるほどと思ったのは、何となく一般的な素人からすると、殴ったイコール、グーだろうという固定観念があったので、パーでというのも考える必要があるのだというところも面白いなと思いました。

(司会者)

これは争点整理の中で、出ていますか。

(裁判官)

出ていないですね。検察官も弁護人もパーと言っているのに、目撃者だけがグーと言ったので、ポイントになったのですね。

(司会者)

グーとパーで争ったみたいだけれども、それはどうですか。

(裁判官)

あまりそこは重要ではないので。

(司会者)

もしかしたら、それが、今おっしゃったことはすごく大事で、グーかパーか仮に争いがあったとしても、それが結論に影響しないのであれば、そこを取り上げて争点みたいにする、そんなところばかりが気になって、それは別に関係ないではないかと、裁判員の方は率直に意見をお持ちになりますよね。

そうならないといけないのでというので、検察官も弁護人も恐らく考えると思うのですけれども、検察官、どうですか、今のグーとパーでもし争いがあったとして。

(検察官)

事件の捜査をやっていると色々な話があるのですよ。その中で、検察官もどの話

が一番信憑性が高いだろうかというところを考えながら取捨選択をして、立証を決めているということになります。

これは私が直接担当した事件ではないのですけれども、この目撃者の方は、もしかしたらグーに見えたと言っていたのかもしれないですが、検察官がその他の証拠を総合して、やはりパーである可能性が高いのではないかという判断をして起訴になっているのではないかと思いますので、何でそこでこの目撃者の方が呼ばれたのかなというのはあるのですが、恐らくそこを考えてもらうための証人尋問ではなかったのではないかという気はしています。

(司会者)

湯山弁護士も何かありますか。今のグーとパーとか、そういうことではないのですけれども、色々な細かい争いがあるって、それが結論にどう影響するのですかみたいなことを公判前整理手続で色々考えますよね。

(弁護士)

はい。

(司会者)

恐らくこれはグーかパーかが争点に残ってしまったら、我々のミスというか、何でそんなものを残したのですかみたいになりますよね。

(弁護士)

そうですね。要は平手でというところとげんこつでというのは、多分、本当にそれがパーかグーかが重大な問題ではなかったのですけれども、想像ですけれども、とっさにそこでグーでと言われてしまうと、いやいや、それは違うよねということで、言わざるを得なかったのかなというのは一つありますね。倒れたことに争いはないですから。

だから、どちらもびっくりしてしまったけれども、これは全く法的にどうこうではないのですけれども、グーで殴られるよりは平手打ちのほうが軽いようなイメージがあるから、そこに引っかかってしまったのかなとは思いますが。

(検察官)

弁護人なら、多分そこは聞かないといけないと。

(司会者)

言われたらね。

(弁護士)

言われたら、いやいやというのを言わざるを得なかったのではないかなと思います。

(司会者)

それでは論告弁論のところを飛ばして評議、話合いのところをお聞きしたいと思います。

話合いをやられて、最後、結論までいって判決を出すに至ったわけですがけれども、その辺りはどのような感想をお持ちになりましたか。ここは評議の秘密があるのでなかなか言いにくいところがあるのですがけれども、全体的な感想として、話合いのことについてはどうでしょうか。

5 番の方、お願いします。

(5 番)

6 人プラス 2 人で 8 人いますけれども、なかなか自分から進んで意見を言わない人も中にはおられるので、そこはやはり裁判長としては、何とか全員の意見を聞くために苦勞されているように感じました。

(司会者)

それで、全員が意見を言っていたいていましたか。

(5 番)

そうですね。

(司会者)

そういうところは苦勞しているのだなと思われたのですね。

(5 番)

やはり個人、個人で違いますから、なるほどなという意見があれば、あまり思われない人もやはり中にはいますから。

(司会者)

それは意見が違うということですから、それはしょうがないわけですね。

(5 番)

裁判官にしたら、それをまとめていくのが大変だなという印象を持ちました。

そういう意味では、その人数が適当なのかどうなのかなと、もっと広く国民の意見ということで聞くのであれば、10人ぐらい出してもいいのではないかなとも感じましたね。

(司会者)

評議をする人を10人にですか。

(5 番)

それぐらいにしてもいいのではないかなと思いました。

(司会者)

分かりました。そういう御意見ということでお伺いしました。

6 番の方は、話合いについていかがですか。

(6 番)

私のときは8人全員から、評議以外も含めて非常に活発に意見がぼんぼん出てくる感じだったので、年齢層も仕事とかもばらばらだったのですけれども、本当によく議論をして、違う意見も多かったのですけれども、最終的には全員が納得して終わった形です。

最後の感想のところでしたけれども、補充裁判員の方が最後の最後に外れるのがちょっと残念なぐらいだとおっしゃっていて、みんなでまとめた意見なので、席に着きたかったと思うぐらいだったと。みんな、そうだなと思いましたし、非常にいい評議だったのかなという感想を持ちました。

(司会者)

5 番の方の問題提起があったので、人数規模としてはどんな感じですか。

(6 番)

ちょうどいいのではないかと思いますけれども、分らないです、これは。

(司会者)

6 人プラス 2 人でちょうどいいかなという感じですか。

(6 番)

そうですね。

(司会者)

もっと少なかったらどうですか。

(6 番)

それだと、また、偏りそうな気がしますけれども。

(司会者)

やはり 6 人いることによって色々な意見が出るという感じですか。

(6 番)

6 人とも結構、そんなに同じような意見というものもなかったもので、色々意見が出てくるのも面白いなと思いながらやっていたのですけれども。

(司会者)

これは、不倫の果ての事件でしたからね。

(6 番)

そうですね。事件的にもやりやすかったのかもしれないです。被告人もやったことについては完全に認めているというのがあって、あとはどう評価するかだけだったので、そういう意味でも話しやすかったかもしれないです。

(司会者)

1 番の方、お願いします。

(1 番)

私の場合は、裁判員の方がお一人いらっしゃれなくなって、補充裁判員の方が 1

名繰り上がって裁判員になって、一応計7名という状況だったのですけれども、それぞれ意見を出し合って、かなりいい話し合いができたのではないかと思います。

その中で裁判長の方、裁判官の方を含めて3人いらっしゃったので、色々な過去の事例とかも一覧というか量刑検索システムで、こういう事件だとこういう感じだというのを何例か見せてもらったので、かなり話し合いはできたのではないかなということは感じました。

ただ、納得いかないというか、裁判員裁判だから、過去の事例というのは普通の殺人未遂の事例だったのですけれども、裁判員裁判だからこういう事例もあってもいいのではないかと私は思った部分もありました。

(司会者)

平成28年10月末ぐらいにやられているので、実は平成21年から裁判員裁判が、実際には夏、秋ぐらいから始まっていますので、裁判員裁判の量刑が蓄積されていて、恐らく見られたグラフは、ほとんど裁判員裁判の量刑だと思います。

それでも事案ごとにそれぞれ違いますので、量刑の傾向を見るということに抵抗がありましたか。

(1 番)

いいえ、見ること自体はいいと思うのです。そういう過去の事例ということで、こういうことで実際はこのぐらいですという事例を見るのは勉強にもなるのですけれども、やはり人間はそれぞれ性格も違うし、事件ごとに多少のずれがあると思うのです。全くそれに当てはまるかといったら、それは絶対に当てはまらないと。

ただ、裁判の中で法律を含めてあると思うので、こういう感じの殺人未遂で、過去の前歴、前科もないという状態でのという話を聞くと、ううん、そうなのかなということでしたけれども。

(司会者)

結局、最後は懲役3年で執行猶予5年、保護観察がついたということになったのですね。

(1 番)

ただ、戻りますけれども、被告人が死にたい、死にたいと言っていたわけですよ。私が質問したときに死にますということだったので、あなたは本当に今、死にたいですかと聞いたのです。そうしたら、本人が生きたいですと言ったので、それで変わりました。

(司会者)

なるほど。いい質問をされましたね。そうだったのですね。

量刑検索システムの話を少し後でお伺いします。

2 番の方はどうでしょうか。

(2 番)

裁判長を初め、色々順番にみんなの意見を全員に聞いてくださって、じっくり考えながら、時間がたっぷりあってよかったなと思いました。

選ばれている裁判員が年齢も職業も様々な人が集まっているので、人数的にはちょうどいいのかなと。これ以上多くなると、きっと意見もすごくばらばらになってしまっ、裁判長がまとめるのも大変になるのではないかなという印象があります。

実際は補充裁判員の方がお一人、途中から出られなくなりましたので、そういうこともあるという意味では、人数的にもこのくらいがちょうどいいのではないのかなと思います。

皆さんの意見もちょうど聞きやすい。人数が多いとたくさんの方の意見を聞かなければいけないと思うので。

(司会者)

量刑のグラフは見ましたね。

(2 番)

そうですね。こういうものがあるのだというのも私自身は初めて知ったので、印象としては、今までさんざん考えてきた、みんなで論議してきた内容を何年という形で、人を裁くのだというプレッシャーがまた自分の中で発生しました。どれぐら

いの判決がちょうどいいのだろうかというのも、参考になるものもなかったので、この量刑検索システムを見せていただいて参考にはなりました。

ただ、その半面、結構あっさり決まってしまうのだなという印象もありました。

(司会者)

数字を絞るのに綿密な論理みたいのがあるかと思いきや、割とあっさり決まってしまうということですか。

(2 番)

その表を見て、大体この辺だねというのがあるのだということを初めて知って、私にとっては、仮に10年だと思ったとしても、結果的にはそこに絞られるのだなという意味では、ちょっとあっさりした感じはしました。

でも、ないと困るのだらうなとも思います。

(司会者)

量刑検索システムのグラフなどは、量刑評議のいつのタイミングで見ましたか。後で御覧になったような印象があるのですけれども。

(2 番)

はい。後です。

(司会者)

1 番の方はどうですか。

(1 番)

後半ですね。

(司会者)

1 番の方も自白事件ですから量刑が争点ですね。後半でしたか。

(1 番)

そうですね。前半ではなかったですね。

(司会者)

では、6 番の方はどうですか。

(6 番)

結構前半だったと思います。

(司会者)

5 番の方はどうですか。

(5 番)

私も早い時期に見ました。

(司会者)

3 番の方はどうですか。

(3 番)

量刑を決める段階では、早い段階で出ました。

(司会者)

どうですか。1 番，2 番の方は少し遅かったなという感じですか。

(1 番)

いいえ、遅くはないと思います。こういうことなのだなという感じでした。

(司会者)

どういう趣旨で早目に見せているのですか。

(裁判官)

傾向をつかんでもらって、あとは、せっかく議論したのに、実はこうですみたいなことで、今までの議論は何だったのかという話になったらいけないので、今まではこういう傾向で、それを参考にどの辺になるかというのを考えてもらうというのが量刑の決め方なので、早目に見せるほうが多いのかなと思います。

(司会者)

数字を意識して量刑の話をしていただかなければいけないところ、裁判官はもともと数字を意識しながら話をしているのに、裁判員の方だけ数字を意識しないまま議論を進めていくというのはよくないなというので、最近は結構早目に傾向を見ていただくことが多くて、むしろ今回は時間がなくて割愛しましたけれども、論告と

か弁論で量刑検索システムのグラフをお見せしているところです。検察官，今はそうですね。

（検察官）

大体今，出しているところです。裁判所が出すグラフと同じコンピューターを使って我々もグラフを作っています。

（司会者）

弁護人もそれに対して出したりしますか。

（弁護士）

そうですね。出すときもありますし，出さないときもあります。

（司会者）

貴重なお話をありがとうございました。

確かにそうですね。意見を言いにくいようなことは，2番の方はなかったですか。

（2番）

はい，なかったです。

（司会者）

十分おっしゃりたいことは言えましたか。

（2番）

はい。たくさん色々発言もできました。

（司会者）

3番の方，話合いについてはどうでしょうか。

（3番）

話合いはやはり順番を裁判長がしっかり押さえて，うまく引き出して，最初のころは遠慮して一言，二言しかなかなか言えないような方もいらっしゃったのですが，最終的には全員が大体同じ量の発言量になるような感じでうまく制御されていたというのが印象にあります。

そういう意味では，みんなが意見を言いきったという感があるのではないでしょ

うか。

(司会者)

何か、こうしたほうがよかったなとかはありましたか。話合いで特にお気付きの点とかは、あまりなかったですか。

会社で議論されるのと比べると、何か違いがありましたか。

(3 番)

会社の議論とは全く違います。

(司会者)

どの辺が違いますか。

(3 番)

会社によっても違うのかもしれませんが、会社では大体序列で決まっていますから。それで、パワーが違う。平等な話合いというのは、私の会社ではあまりないです。例えば飲みながらとか、ちょっと喫茶店でブレインストーミングとか、そういう時は、逆に言うとそれが一番いい話合いだったりするのですけれども、あいった会議場みたいなところでやる場合は、ほとんど出来レースみたいな感じですよ。

(司会者)

1 番の方はどうですか。会社で会議とかありますよね。

(1 番)

ありますけれども、下も上も関係なく、うちの会社はやっています。

地域の活動にも参加していきまして、そういう場を含めて年齢層も色々差がある人たちがやっていますので、その辺は色々な意見が、そういう会議とかを含めても関係ないぐらいですね。

(司会者)

記者の方で御質問がある方はどうぞ質問してください。

(読売新聞)

読売新聞です。今日は貴重な機会をありがとうございます。

1問だけなのですが、皆様の経験を通じて裁判員制度自体に対して、必要だと考えられるのか、また逆に、裁判官の方だけで決めればいいのかと思うようなシーンがあったのか、そこら辺のところを伺いたいです。

(司会者)

裁判員制度は必要とお考えになりましたか。それとも、そんなに必要ではないかなとお思いになったかという御質問ですね。

では、6番の方からお伺いしますが、いかがでしょうか。

(6番)

最初の質問でも答えたのですが、やはりやってよかったなという気持ちが非常にあるので、自分にとってよかったから必要かどうかといわれると、またそれは難しいところはあるのですけれども、国が幾らお金をかけてやっているのだとか、そういうところまで全部精査して言えるわけではないので、非常に主観的な意見で言えば、やっていくのがいいと言ってもいいのかなと、やることが非常に一人の社会人というか市民としていい経験になるのではないかなと個人的には思いました。

なので、必要と言いたいと思います。

(司会者)

1番の方、いかがですか。

(1番)

私も経験したのですが、やはり他の人たちも経験してもらいたいなという気持ちで、やはりこれは続けるべきだなと思いますね。

(司会者)

そういう意味で意義があるので、必要であるということですか。

(1番)

そうですね。必要です。

(司会者)

2 番の方，いかがですか。

(2 番)

結論としては必要だと，すごく身をもって実感しました。

というのは，最初に被告人の顔を見たときの表情と最終的に判決を言い渡すときの被告人の表情が全く変わっていて，最初は攻撃的だったのですけれども，最後はちゃんと自分のした罪についてしっかり受けとめて，表情も柔らかくなって，涙されていたので，これは本当に必要なことなのだと，携われてよかったということと，この罪を犯した被告人が刑を償ってしっかり社会復帰してほしいなとすごく思いました。

実際，こうやって裁判員として一市民が携わることで目の当たりにするし，人を裁くことなので，それを経験すると，極端に言ってしまうと犯罪も減るのかななどと思って。

(司会者)

一度は裁く側に立ったのでということですか。

(2 番)

そうですね。これはすごく意味があるし，必要なことなのだなと思っています。

(司会者)

3 番の方，いかがですか。

(3 番)

私も最初に申し上げましたけれども，やはりこれに参加することによって社会に貢献している，ほんの少しかもしれないけれども，そういった意識がありましたので，色々な人にこういった体験をしていただいて，例えば自分のことしか関係ない，あまり関係のないことには首を突っ込みたくないという方が昨今，非常に多くなってきているような気がしますので，そういった意識を排除するといえますか，やはり全員で社会をつくり上げていくのだというような意識を向上させる意味でも，こういった制度はもっと大々的に広く普及させるべきではないかなと思います。

(司会者)

広くというのは、今は刑事裁判で大変重い犯罪だけを扱っているのですけれども、もう少し対象を広げたり、今は刑事だけですけれども、外国では民事裁判も陪審員がやっているケースもあるのですね。むしろもっと広げたらどうかと思いますか。

(3 番)

それこそ本当にコストの面とか、その辺はよく分かりませんが、できることであるならば広げたほうがいいと思います。

(司会者)

5 番の方、どうでしょうか。

(5 番)

やはり必要だと思います。

世の中がどんどん変わっていていますから、国民のみんなの考え方自体も色々多様化しているので、そういう一般国民の意見をできるだけ反映するという意味で、職業裁判官だけの審理でなく、やはり一般の国民が参加するという制度そのものはいいののではないかなと思います。

欧米などでもみんな陪審員制度とかをやっていますから、日本も遅ればせながら始まったという意味では評価したいなと思います。

(司会者)

ということで、いかがですか。更に質問はありますか。

(読売新聞)

いいえ、大丈夫です。

(司会者)

個人的な経験が非常によく、それが社会をよくする一つの礎になるのではないかという方向の御意見と、さらに司法を国民の多様な意見を反映する場にするには、これに参加をしていくということが大切だという御意見ですね。大きく分けるとそのように分かれるのかなと思いますけれども、いずれもコスト等を考えると分かり

ませんがという大変鋭い分析的な御発言もありましたけれども、ここにおられる経験者の方は一応必要というお考えでしたね。

では、検察官，裁判員の方に何か御質問があれば，この機会ですからお願いします。

（検察官）

公判の中で検察官の活動について何か思ったこととといいますか，色々な立ち居振る舞いですとか，立証のこととか，言葉遣いとか，そういった全般的なことで，何でもいいのですけれども，ここはよかったとか，ここはよくなかったので変えていったほうがよかったのではないかとか，そういう御意見があれば率直に伺いたいなと思います。

（司会者）

弁護人のお立場から何か質問はありますか。

（弁護士）

弁護人もやはり同じように，弁護人のやっていることに対して，見ていてちょっと疑問に思ったところがあったか，あるいはこれは本当によかったなというようなものが，もしあれば，お聞きしたいなと思います。

（司会者）

では，そういうことで，検察官，弁護人からそれぞれ御質問が出ましたので，1番の方から，検察官と弁護人の活動でお気付きになったよかった点，悪かった点を，お気付きになった点があればということでもいいと思うのですけれども，お願いします。

（1番）

まず私の事件の担当の検察官に対しては，言い方は悪いのですが，態度がかなり偉そうというか，言葉を含めて，初めてだったのでこういうものかなと思ったのですが，検察官はこういう感じなのかなと，少しきついのではないかと思います。

(司会者)

先ほどは、いい仕事をしているなという面もあったのですよね。

(1 番)

あったのですけれども、率直な意見としてありました。

(司会者)

いいですよ。そういうのを期待していますから。

弁護人についてはどうですか。

(1 番)

弁護人に関して言えば、良い面的に言えば、その方だけではなくて家族の方を考えて弁護されているなということもありますし、奥さんの病院まで行かれて最初はこうだったのだけれども、今はこうですよというかなり地道な仕事をしているなというのは感じました。

(司会者)

そこですね。地道なね。

(1 番)

地道な作業をされているなということですね。

(司会者)

ありがとうございます。2 番の方、お願いします。

(2 番)

すごく言いにくいのですけれども、検察官側は本当にやったこと、事実をストレートにおっしゃるので、結構威圧的に感じられましたね。本当にやっていることをそのまま言っているだけなので、そのとおりなのですけれども、私たちからすると、弁護してくれるみたいな気持ちがあるので、やった事実は認めつつも御家族のことだったり、今までの被告人の生活歴だったり、そういった人情的な部分のお話をしてくれるのがいいのかどうなのか、それに左右されないようにしなければという私自身の感情もコントロールするのが大変でしたけれども、弁護人のほうが優しいな

という感じはします。ただ、それには流されてはいけないなという感じはありましたけれども。

(司会者)

弁護人のいいところは優しかったというか、家族のことも考えたり、検察官は事実だけを述べていて、威圧的な感じを受けたということですね。

3 番の方、どうですか。

(3 番)

私のときの裁判では、検察官が女性の方で、それこそドラマに出てきそうなすごいキャリアウーマンみたいな感じの、そんなに威圧的とかはないのですが、てきばきと前に進めていくみたいな感じの方でした。

一方で、弁護人の方はどちらかという聞き取りにくい感じで、ちょっとぼそぼそと言われる感じの方だったので、あの場が検察官側と弁護人側のプレゼンの試合だとするならば、やはり圧倒的に検察官のほうが強いなと私は感じました。

先ほども少し申し上げたのですけれども、結局、論告メモですとか冒頭陳述メモもやはり検察のほうがビジュアル的に上手に作ってある気がします。

本来、内容で勝負すべきではないかなと思うので、フォーマットはあまり差がつかないようにしないと、制度的に弁護人側が不利だということであるならば、それも考えてフォーマットを作って、その範囲内でないとだめだというようにしたほうが公平なのではないかと思いました。

(司会者)

弁護人、何か会を挙げてやらないといけない意見ですね。

(弁護士)

ありがとうございます。

(司会者)

5 番の方、検察官、弁護人の活動の印象はどうでしょうか。

(5 番)

私の事件のときの検察官というのは落ち着いていて、そんな威圧感は感じなかったですね。よくテレビドラマなどでは、憎たらしいようなことを言う検察官とかおられますけれども、私が担当したときの検察官というのは端正で何らおかしいところはなかったと思いますね。

(司会者)

変な印象を持ったところはなかったということですね。

(5 番)

理路整然と感じましたね。なかなかいい検察官だなと思いました。

弁護人については、本人と家族のために守るのだという意思が表れた上での弁論だったと評価しています。

(司会者)

何かいい活動をしているなとか、それとも、ここはどうかなとかはありますか。

(5 番)

守るために少し大げさなところがあるのではないかなとは思いましたが、やはり弁護人としてはそれくらいのことは言って、その後は裁判員とか裁判官が判断することだと思うのですけれども、弁護人としてはやはり厚みがあるぐらい弁護、表現をしてもいいのではないかなと思います。

(司会者)

そういうふう to 受け取られたということですね。

6 番の方、最後をお願いします。

(6 番)

検察官の方たちはすごくイメージどおりの優秀な方という感じがしました。特に高圧的とかも感じず、冷静さは常にありましたけれども、こういう資料以外の行間というか、合間での的確な質問とか、そういう行動もとるのだな、的確な質問、尋問をして新しい切り口を出していくというところがあって、なるほど、こういうふう to 仕事をしているのだなと感じました。

弁護士の人たちも、最初はあっさりとした印象を受けたと言っていたのですけれども、進むにつれて戦略というか、どういう考え方でというのが分かってきたら、本当に責めどころを絞っていて、検察官の方の質問に異議を唱えたり、そういうやりとりも非常に多くて、弁護士の方たちが言いたいことも非常に分かるなということで、どちらもとてもいい仕事をしているなと率直に思ったところですね。

(司会者)

皆さん、仕事として見られていますね。

どういうことを考えてこういうことをやっているのだろうみたいな、そういうことが分からずにフラストレーションがたまるとか、そういうのはなかったですか。

(6 番)

それはなかったですね。

(司会者)

弁護人、だそうです。

(弁護士)

はい。ありがとうございます。

(司会者)

検察官はちょっと威圧的とかという話も出ましたけれども。

(検察官)

偉そうですね。

(司会者)

感じ方かもしれませんが、そういう御意見が出ましたので、よろしく願いいたします。

それでは、これでちょうどお時間になりました。

今日はほとんど2時間たっぷり、皆さんに忌憚のない御意見を伺いまして、本当にありがとうございました。

我々のこれからの裁判員制度のために御意見を活用させていただきます。本当に

ありがとうございました。

以 上